

函館市漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和5年3月28日

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市規則第18号

函館市漁業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則

函館市漁業近代化資金利子補給規則（昭和46年函館市規則第46号）の一部を次のように改正する。

第7条中「計算期間」を「当該各期間」に、「それぞれの漁業近代化資金の利子補給率ごとに算出した期間中」を「当該各期間の属する年」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前項に規定する当該各期間の属する年の日数は、当該年が閏年じゆんの場合であつても、365日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。